ウィズコロナの中での全国衛生順守運動

理容サロンチェックシート

理容サロンの衛生管理は、理容師法に定められた衛生消毒の完全履行はもちろん、政府が示す新型コロナウイルス感染症の５類引き下げ後の自主的対策も求められています。お客さまに安全・安心なサービスを提供できるよう取り組みましょう。

※理容師法に定められた消毒法・ガイドラインの詳細は、全国理容連合会ホームページ（riyo.or.jp）にも最新情報として掲載しています。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | | 点検（〇印をつけてください） | | |  | 項　目 | | 点検（〇印をつけてください） | | |
| 9/1 | 9/15 | 9/30 |  | 9/1 | 9/15 | 9/30 |
| １ | 使用する器具は、消毒前に流水で十分に洗浄する。 |  |  |  |  | 11 | 消毒液は適切な濃度に調整し、適切な消毒時間浸す。 |  |  |  |
| ２ | 血液の付着した器具は煮沸消毒器やエタノール等、理容師法施行規則に基づき消毒する。 |  |  |  |  | 12 | 消毒液は汚れの程度に応じて適切に新しいものと取り替える。 |  |  |  |
| ３ | 血液付着のない器具は紫外線消毒や逆性石鹸等、理容師法施行規則に基づき消毒する。 |  |  |  |  | 13 | 店内は毎日清掃・整理し、清潔である。 |  |  |  |
| ４ | 消毒後の器具は流水で洗浄し、使用済器具と区分して保管する。 |  |  |  |  | 14 | 十分な採光、照明が確保されている。（最低100Lux。300Lux以上が望ましい） |  |  |  |
| ５ | 首に巻くタオル、ネックペーパー等は清潔なものを使用し、お客さまごとに取り替える。 |  |  |  |  | 15 | 店内の温度・湿度は適切である。（温度は17～28℃、相対湿度は40～70％が望ましい） |  |  |  |
| ６ | 布類は洗剤で洗浄後、蒸気消毒器や次亜塩素酸ナトリウム等、理容師法施行規則に基づき消毒する。 |  |  |  |  | 16 | 石鹸と流水による手洗いを励行する。 |  |  |  |
| ７ | お客さまごとの施術の前後に手指消毒する。流水と石鹸による手洗いは手指を15秒以上洗浄する。 |  |  |  |  | 17 | 始業前に従事者の体調を確認する。 |  |  |  |
| ８ | 煮沸消毒器で消毒の場合は沸騰してから２分間以上煮沸する。 |  |  |  |  | 18 | 密集しないように予約制など来客の調整をする。 |  |  |  |
| ９ | 紫外線消毒は85μW/㎠以上の紫外線を連続して20分間以上照射する。 |  |  |  |  | 19 | 順番待ち等の椅子の間隔を保ち、定期的に換気を行う。 |  |  |  |
| 10 | 蒸気消毒は80℃を超える蒸気に10分間以上触れさせる。 |  |  |  |  | 20 | 従事者はマスクを着用する。 |  |  |  |